

あなたの年金大丈夫ですか？

▼あなたの国民年金チェックしてみましょう！

学生なので保険料を納めるのが
困難という方

学生納付特例申請

学生のみなさんには、保険料の納付が猶予される制度（学生納付特例制度）が設けられています。万が一、在学中にけがや病気で障害者になってしまっても、障害基礎年金が受けられないことをなくすためでもあります。未納のままにしないで、保険年金課で手続きをしてください。

経済的な理由から保険料を未納のままに
していませんか？

保険料の免除(全額・半額)制度 があります。

保険料を未納にしておきますと、将来年金が受けられなくなる場合があります。所得制限がありますが、保険料の納付が困難な場合には、保険年金課にご相談ください。

20歳になったら、国民年金です。
もう、手続きはお済みですか？

国民年金の加入届

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入しなければなりません。(国民年金法第7条)手続きがすんでいない方は、すみやかに保険年金課で手続きを行なってください。なお、会社員や公務員の方は、厚生年金や共済組合に加入しているため、新たな手続きはいりません。※20歳前の事故や病気により障害が残った人は、20歳から年金が受けられる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

ひとり親家庭への医療費助成

●助成の対象となる家庭

次のいずれかに該当する父・母・養育者と児童が、助成を受けることができます。

- ① 父母が離婚している母子・父子家庭
- ② 父または母が死亡している母子・父子家庭
- ③ 父または母が生死不明(海難事故、遭難など)の母子・父子家庭
- ④ 父または母が引き続き1年以上遺棄している母子・父子家庭
- ⑤ 父または母が法令により1年以上拘禁されている母子・父子家庭
- ⑥ 父または母が、重度の障害者である家庭
- ⑦ 未婚の母の家庭(父が認知し、養育している家庭は除く)
- ⑧ 父母を亡くした児童を養育している養育者家庭(里親の家

ひとり親家庭への医療費助成制度は、その家庭の人が病院などで受診したときに、支払う健康保険の自己負担額(入院時食事の標準負担額は除く)を市で助成する制度です。

●助成期間

養育される児童が満18歳になつた日以降の最初の3月31日まで。ただし、養育される児童が一定の障害を持つ場合には、20歳の誕生日の前日まで。

また、養育される児童が満18歳になつた日以降の最初の3月31日を越えて学校教育法に規定する高等学校などに在学しているときは、20歳の誕生日の前日までを限度に、在学期間中助成します。

●所得制限

児童を養育している者および扶養義務者に、一定の所得制限があります。制限の内容は、毎年変更されます。

●手続き方法と必要な書類

助成を受けるためには、次の書類を添えて児童福祉課の窓口で申請し、「福祉医療証」の交付を受けることが必要です。
▽児童扶養手当が支給されている方 ①健康保険証、②児童扶養手当証書(手元がないときは窓口で申し出を) ▽児童扶養手当が支給されていない方 状況により必要書類が異なるので、事前に問い合わせを。

「福祉医療証」をお持ちの方

現況届・11月中旬に提出を

「福祉医療証」の有効期限は12月31日(水)までです。来年1月1日(祝)以降は使用できなくなります。1月1日以降の「福祉医療証」交付を受けるためには、11月中旬に「現況届」を提出することが必要です。必ず期限内に、児童福祉課の窓口で手続きしてください。新医療証は、12月下旬に郵送します。

●手続き方法と必要書類
①福祉医療証(有効期限が今年12月31日までのもの)
②健康保険証
③児童扶養手当証書(児童扶養手当が支給されている方のみ)
④交付を受ける方とその扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成14年分の所得を証明する書類(今年1月1日現在本市に住んでいた方は必要ありません)。

①福祉医療証(有効期限が今年12月31日までのもの)
②健康保険証
③児童扶養手当証書(児童扶養手当が支給されている方のみ)
④交付を受ける方とその扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成14年分の所得を証明する書類(今年1月1日現在本市に住んでいた方は必要ありません)。

今月は国民年金制度推進月間です。近年、日本人の平均寿命は世界一を保ち続けています。人生80年ともいわれている現代、長い老後の生活費は重要な問題であり、公的年金制度(厚生年金・共済年金・国民年金)の果たす役割も、ますます大きくなっていきます。11月は国民年金制度推進月間。この機会に、別表を使って自分の年金について再点検をしてみませんか。
◎ 厚木社会保険事務所 223・7171、または保険年金課(内436)。

2つ以上の年金番号を持っていませんか？

年金手帳記号番号の登録

年金を受給する場合、1人1つの基礎年金番号で受けることになります。それぞれの納付記録等を統合することにより、将来、まとめて受給できるようになります。まだ、統合していない方は、市役所保険年金課にご相談ください。

自分の年金の納付記号などがどう
なっているのか知っておきたい方

記録照会

*****照会先*****
・厚木社会保険事務所
・社会保険庁の各年金相談センター
・保険年金課
※いずれも来訪で照会できます(年金手帳持参)。
※代理の場合は、次のものがが必要です。
委任状、年金手帳、印鑑と
代理人の身分証明(保険証や運転免許証など)。

年金は、請求しないと受けられません

年金給付裁定請求

年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されませんので、請求手続きをしてください。
☆老齢基礎年金のほかにも、障害基礎年金や遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などがありますので保険年金課に問い合わせてください。

みんなの

消費生活展

産業まつりと
同時開催

私たちの消費生活は、さらなる便利さ、快適さを求めて変化しています。その一方で、さまざまな苦情やトラブル、環境問題も増加しています。このため、いろいろな角度から消費生活を見つめる「消費生活展」を、産業まつりと同時開催します。正しい知識を持つ自立した消費者となるために、同展の情報を役立ててみませんか。

16◎市役所1階で

▽日時 11月16日(日) 午前10時～午後3時
▽場所 市役所1階エントランスホール
▽内容 ▼展示コーナー 市内の消費者団体や協力団体による活動発表やパネル展示 ▼手作りコーナー ペーパークラフト指導 ▼相談コーナー 市薬剤師会による薬の相談 ▼消費者被害未然防止キャンペーン。
◎ 商工課(内51)。



「JA海老名市本所」が 11月4日・新装オープン

JA海老名市本所(中央1-20-47)が新しくなり、11月4日(火)午前8時30分から利用できるようになります。農協のイメージを一新した斬新な建物写真でオープン記念のキャンペーンも実施します。
なお新装に伴い、次のとおり市内の各部署を新設しました。
▽金融課(231・1774)、渉外課(231・6514)、営農経済課(231・1772)、総務部(231・1771)。
◎ 同所(231・1771)。

「福祉医療証」の有効期限は12月31日(水)までです。来年1月1日(祝)以降は使用できなくなります。1月1日以降の「福祉医療証」交付を受けるためには、11月中旬に「現況届」を提出することが必要です。必ず期限内に、児童福祉課の窓口で手続きしてください。新医療証は、12月下旬に郵送します。

●手続き方法と必要書類
①福祉医療証(有効期限が今年12月31日までのもの)
②健康保険証
③児童扶養手当証書(児童扶養手当が支給されている方のみ)
④交付を受ける方とその扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成14年分の所得を証明する書類(今年1月1日現在本市に住んでいた方は必要ありません)。